

# 鳴門市に転入された方へ

(みどり)

他の市区町村から引っ越されてきた方の、転入にともなう主な手続きをご紹介します。

下記の表に該当のある方は、それぞれの手続きを行ってください。

なお、ここに記されていない手続きが必要となる場合もありますので、ご了承ください。

対象となる方	鳴門市での手続き	担当窓口
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード  をお持ちの方	転入時に新住所への記載変更ができていない方は、14 日以内にマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを市民課までお持ちください。なお、 <b>マイナンバーカード、住民基本台帳カードは、転入から 90 日以内に継続利用の手続きをしないと使えなくなりますのでご注意ください。</b> 代理人による手続きの場合、当日中に記載変更ができない場合があります。詳しくは市民課窓口へお問い合わせください。 ※マイナンバー通知カードは令和 2 年 5 月 25 日より、氏名、住所等の記載事項の変更ができなくなりました。マイナンバーを証明する書類が必要な方は、マイナンバーカードを申請するか、マイナンバー入りの住民票を取得してください。	市民課 市民担当 TEL684-1092
国民年金に加入されている方	基礎年金番号通知書又は年金手帳・マイナンバーカードを持参し、住所変更が必要かどうか国民年金担当窓口で確認してください。	市民課 国民年金担当 TEL684-1138
外国から転入された方	<b>厚生年金に加入されない方は、国民年金の加入手続きをしてください。</b> <b>国民年金に任意加入されていた方も手続きが必要です。</b> <b>職場の健康保険に加入しない方は、国民健康保険の加入手続きをしてください。</b>	
国民健康保険に加入されている方	本人確認書類(運転免許証等の顔写真のついたもの)を持参し、加入手続きをしてください。確認書類がない場合、被保険者証は新住所地に郵送となります。	保険課 保険資格給付担当 TEL684-1355
後期高齢者医療資格のある方	被保険者証は新住所地に郵送となります。 負担区分等証明書(県外より転入の方のみ)をお持ちの方は、本人確認書類(運転免許証等の顔写真のついたもの)を持参し手続きをしてください。	保険課 保険資格給付担当 TEL684-1139
児童手当を受けられている方	請求者の保険証、通帳を持参し、申請手続きをしてください。 (ケースにより必要書類が変わりますので、担当課にお問合せのうえ、手続きをしてください。) ※転入手続き後 15 日以内に申請手続きをしてください。手続きが遅れると手当が受けられない月が生じることがあります。	子育て支援課 TEL684-1225
高校終了相当までのお子様 が転入された方	お子様の健康保険証を持参し、子どもはぐくみ医療費助成制度の申請手続きをしてください。	
児童扶養手当を受けられている方	受給者の通帳を持参し、住所変更(転入)手続きをしてください。(必要書類等については担当課へご確認ください)	子育て支援課 TEL684-1231
公立小・中学校に在学されている方	市民課で発行された『転入学通知書』と、転入前に通っていた学校でもらった『在学証明書』と『教科用図書給与証明書』を一緒に、指定された学校に提出してください。	学校教育課 学務担当 TEL686-8802
介護認定を受けられている方	前住所地発行の受給資格証明書またはマイナンバーカードを持参し、手続きをしてください。 ※転入日から 14 日以内に手続きをしてください。手続きが遅れると介護認定を引き継ぐことができません。	長寿介護課 介護給付担当 TEL684-1376
70 歳以上の方	無料バス優待券の交付を受けられます。 写真(タテ 3 cm ×ヨコ 2.5 cm)と印鑑(代理人申請の場合のみ)を持参し、手続きをしてください。	長寿介護課 高齢支援担当 TEL684-1175
障害者手帳をお持ちの方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、住所変更の手続きをしてください。マイナンバーカード等が必要となる場合がありますので、担当課にご確認ください。	社会福祉課 障がい福祉担当 TEL684-1145
原付等のプレートの交付を受けられている方	廃車証明書(またはナンバープレート)と本人確認書類(運転免許証など)を持参し、新たなナンバープレートの交付を受けてください。	税務課 市民税担当 TEL684-1070

## ■市役所各課お問い合わせ先

市役所代表 ☎684-1111

▶危機管理局		☎684・1711
▶企画総務部	総務課	☎684・1124
	契約検査室	☎684・1161
	人事課	☎684・1122
	税務課	☎684・1129
	秘書広報課	☎684・1118
	デジタル戦略課	☎684・1382
	戦略企画課	☎684・1120
	地域交通推進室	☎684・1013
	財政課	☎684・1221
	特定事業推進課	☎684・1262
▶市民生活部	市民協働推進課	☎684・1189
	市民課	☎684・1135
	スポーツ課	☎684・1304
	文化交流推進課	☎684・1150
	ドイツ館	☎689・0099
▶環境共生部	環境政策課	☎683・7571
	ｸﾘｰﾝﾝﾝﾀｰ管理課	☎683・7572
	ｸﾘｰﾝﾝﾝﾀｰ廃棄物対策課	☎683・7573
▶健康福祉部	保険課	☎684・1139
	健康増進課	☎684・1137
	長寿介護課	☎684・1175
	人権推進課	☎684・1148
	人権福祉センター	☎689・2090
	社会福祉課	☎684・1145
こども未来創造部	子育て支援課	☎684・1146
	こども保育教育課	☎684・1209
	こども家庭センター	☎684・1561
▶都市建設部	まちづくり課	☎684・1162
	土木課	☎684・1166
	下水道課	☎684・1173
	公園緑地課	☎683・6556

▶産業振興部	商工政策課	☎684・1158
	観光振興課	☎684・1157
	農林水産課	☎684・1151
	水産振興室	☎684・1704
▶会計管理者	会計課	☎684・1133
▶消防本部	消防総務課	☎684・1332
	予防課	☎684・1333
	警防課	☎684・1335
	消防署	☎684・1334
	大麻分署	☎689・1098
▶企業局	水道企画課	☎685・3330
	水道事業課	☎685・3330
	浄水場	☎698・2019
	ボートレース企画課	☎685・8111
	ボートレース事業課	☎685・8111
▶教育委員会	教育総務課	☎686・8801
	学校給食センター	☎660・6331
	学校教育課	☎686・8802
	総合教育人権課	☎686・8807
	教育支援室	☎686・8805
	図書館	☎685・0255
▶議会事務局		☎684・1234
▶監査委員事務局		☎684・1179
▶選挙管理委員会事務局		☎684・1178
▶農業委員会事務局		☎684・1180



▲鳴門で暮らすための便利帳  
なると市民ガイドはこちら



▲ごみの出し方はこちら